〈NGO・外務省定期協議会 議題案/質問状記入シート〉

1. 議題案名:

特定秘密の指定における ODA 関連情報等の取扱いについて

2. 議題の背景:

特定秘密に指定された外務省所管の情報に、ODA に関わる情報および NGO の活動に何らかの形で影響を及ぼす恐れのある情報が含まれている可能性について、NGO 関係者は関心を持ち、国際協力分野の全国のネットワーク NGO により組織された「秘密保護法 NGO アクションネットワーク(NANSL)」およびその後身「市民社会スペース NGO アクションネットワーク(NANCiS)」を中心にこれを注視してきた。本協議会でも、NANSLおよび NANCiS の提案により、2014年度第3回協議会で協議事項、2016年度、2017年度および2018年度の第1回協議会で報告事項として扱ってきた。本年度においても、上記に関する直近の状況や外務省の考え方について伺いたい。

3. 議題に関わる問題点(議題に上げたい理由):

2019年6月7日に閣議決定、国会報告された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況に関する報告」(以下「報告」(※))によると、2018年1月1日から同年12月31日までの間に特定秘密に指定された外務省関連情報は、外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報(2-4 $\!$ 4 $\!$ 9) 1件であったと報告されている(「報告」5ページ参照)。この情報が、ODAに関する情報やNGOの活動に影響を及ぼす恐れのある情報であるかどうか、NGO関係者は関心を持っているが、「報告」の記述のみでは判断することができない。(※ https://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/hokoku.html 参照(2019.6.8 閲覧))

4. 外務省への事前質問(論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係など):

- 1) 2018年中に特定秘密に指定された情報が、ODA に関する情報や NGO の活動に影響を及ぼす恐れのある情報であるか否か、そうである場合、どのような情報か、可能な限り具体的に、ご報告をお願いしたい。
- 2) 本件につき議題とした過去4回の協議会では、外務省側から「ODA に関する業務内容については特定秘密に該当しない」旨、明言いただいているが、現時点においてはどのように考えておられるか、伺いたい。
- 3)上記2)の見解につき、過去4回の協議会ではNGO側から文書化を求めたところ、外務省側からは、本協議会の説明は外務省としての正式な説明であり、本協議会の逐語の議事録として公開の形で証拠が残ることから、別途文書化の必要はないとの考えを承っている。NGO側としては、このことを文書化に準ずる「確証」として信頼したいと考えるが、そのように理解してよろしいか。

▶ 氏名:加藤良太

▶ 役職:コーディネーター

▶ 所属団体:市民社会スペース NGO アクションネットワーク(NANCiS)

▶ 連絡先:080-3852-9160/ryotak@mac.com